

議案第 3 号

専決処分（大田市税条例の一部を改正する条例制定）の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 5 月 29 日提出

大田市長 楫野弘和

専決事項

大田市税条例の一部を改正する条例

専決年月日 令和 8 年 3 月 31 日

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔長の専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

専決第3号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、大田市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年3月31日

大田市長 楫野弘和

大田市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月31日

大田市長 楫野弘和

大田市条例第17号

大田市税条例の一部を改正する条例

大田市税条例（平成17年大田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第80条の2の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の2から第81条の9までを削る。

第81条の10の見出し及び同条中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第81条の2とする。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 89 条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 90 条の見出し並びに同条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第 91 条第 2 項中「第 80 条第 3 項ただし書」を「第 80 条第 2 項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第 7 項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第 7 条の 3 の前の見出し及び同条を削る。

附則第 7 条の 3 の 2 に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第 1 項中「居住年が平成 11 年から平成 18 年まで又は」を「同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が」に、「において前条第 1 項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 第 5 項」に改め、同条第 2 項中「附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を「附則第 7 条の 3 第 1 項」に改め、同条を附則第 7 条の 3 とする。

附則第 8 条第 1 項中「令和 9 年度」を「令和 12 年度」に改め、同条第 2 項中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」を削る。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 21 項」を「附則第 15 条第 20 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 22 項第 1 号」を「附則第 15 条第 21 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 22 項第 2 号」を「附則第 15 条第 21 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 22 項第 3 号」を「附則第 15 条第 21 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に

改め、同条第10項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第13項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第14項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に改め、同条第18項から第20項までを削り、同条第21項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第27項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第22項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第23項中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第24項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同項を同条第21項とし、同条第25項中「附則第15条第40項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第22項とし、同条第26項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第23項とし、同条中第27項を第24項とし、第28項を第25項とし、同条に次の1項を加える。

26 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号及び第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する

特定建築物を含む。)のいずれに該当するかの別

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「譲渡をした場合におい」を「譲渡をした場合において」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条

の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の大田市税条例（次条第1項において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお

従前の例による。

(大田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 大田市税条例等の一部を改正する条例（平成26年大田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

大田市税条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 個人市民税関係

ア 引用条項の改正に伴う条項ずれに対応する改正を行う。

(第33条、附則第7条の3、附則第7条の3の2、
附則第8条、附則第16条の3、附則第16条の4、
附則第17条、附則第18条、附則第19条、
附則第20条から附則第20条の3まで)

イ 租税特別措置法第25条に定める免税対象飼育牛の売却による事業所得について市民税の所得割を免除する特例の適用年度を3年間延長し、令和12年度までとする。

(附則第8条)

ウ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を3年間延長し、令和11年度までとする。

(附則第17条の2)

(2) 軽自動車税関係

ア 軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、条項ずれ等に対応する改正を行う。

(第18条の3、第19条、第80条から第83条まで、
第85条、第87条から第91条まで、
附則第15条の2から附則第15条の6まで、
附則第16条、附則第16条の2)

イ 一定の要件を満たす電気軽自動車、天然ガス軽自動車等の軽自動車税の税率に係る特例の適用期間を2年間延長し、令和9年度末までとする。

(附則第16条)

(3) 固定資産税関係

ア 固定資産税の課税標準額の特例措置のうち、市町村の条例で定めることとされた特例割合を、地方税法の基準の改正にあわせて、次のとおり改正する。

- ・ 特定再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置について、重点化を図った上で、適用期限を3年間延長し、令和10年度末までとする。

対象資産 (令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に新たに取得されたもの)	特例割合
①太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	2分の1
②特定水力発電設備	2分の1又は4分の3
③特定地熱発電設備	2分の1又は3分の2
④バイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備	2分の1
⑤特定風力発電設備	5分の3又は3分の2

(附則第10条の2)

- ・ バリアフリー改修に係る特例措置について、これまでの「改

修実演芸術公演施設」から幅広く「改修特別特定建築物」全般を対象とするとともに、適用期限を3年間延長し、令和10年度末までとする。

対 象 資 産	特例割合
<p>「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する「特別特定建築物」（劇場や音楽堂、福祉ホーム等）に該当する家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて利便性等向上改修工事が行われたものであって、当該工事に係る部分が同法に規定する「建築物移動等円滑化基準」又は省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合するもの。（当該工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日（当該工事が完了した日が1月1日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から2年度分についての特例）</p>	<p>3分の1</p>

（附則第10条の2、附則第10条の3）

イ 法改正に伴う条項ずれに対応する改正を行う。

（附則第10条の2）

3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。

議案第 4 号

専決処分（大田市都市計画税条例の一部を改正する条例制定）
の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和 8 年 5 月 29 日提出

大田市長 楫野弘和

専決事項

大田市都市計画税条例の一部を改正する条例

専決年月日 令和 8 年 3 月 31 日

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔長の専決処分〕

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 略

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 略

専決第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、大田市都市計画税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 31 日

大田市長 楫野弘和

大田市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大田市長 楫野弘和

大田市条例第 18 号

大田市都市計画税条例の一部を改正する条例

大田市都市計画税条例（平成 17 年大田市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 14 項」を「附則第 15 条第 13 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 32 項」を「附則第 15 条第 31 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 36 項」を「附則第 15 条第 35 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 37 項」を「附

則第15条第36項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第16項を附則第17項とする。

附則第15項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第8項及び第10項」を「附則第9項及び第11項」に、「附則第8項及び第11項」を「附則第9項及び第12項」に、「附則第9項、第11項及び第12項」を「附則第10項、第12項及び第13項」に、「附則第11項から第13項まで」を「附則第12項から第14項まで」に、「附則第13項」を「附則第14項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第13項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第12項とする。

附則第10項中「附則第8項」を「附則第9項」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定

建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

附則第7項を附則第8項とし、附則第6項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）

- 7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の大田市都市計

画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 3 平成 3 0 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間に地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条の 1 1 第 1 項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

大田市都市計画税条例の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 固定資産税等における課税標準額の特例措置のうち、市町村の条例で定めることとされた特例割合を、地方税法の基準の改正にあわせて、次のとおり改正する。

- ・バリアフリー改修に係る特例措置について、これまでの「改修実演芸術公演施設」から幅広く「改修特別特定建築物」全般を対象とするとともに、適用期限を3年間延長し、令和10年度末までとする。

対象資産	特例割合
「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する「特別特定建築物」（劇場や音楽堂、福祉ホーム等）に該当する家屋のうち、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて利便性等向上改修工事が行われたものであって、当該工事に係る部分が同法に規定する「建築物移動等円滑化基準」又は省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合するもの。（当該工事が完了した日の属する年の翌年の1	3分の1

月 1 日（当該工事が完了した日が 1 月 1 日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から 2 年度分についての特例)	
--	--

(附則第 7 項)

(2) 法改正に伴う条項ずれに対応する改正を行う。

(附則第 2 項から附則第 1 7 項)

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日から施行する。